

申
3
号



新幹線における保全業務及び 7/25 新幹線統括本部へ提出 組織の見直しに関する解明申し入れ

- レール関係の検査がモニタリング車に置き換え
・・・モニタリング車で行える検査項目は？検査精度・性能は人間の検査の代替になるのか？・・・
- 車両センター構内の業務もパートナー会社へ移管拡大

JR本体の技術継承や

異常時対応能力の低下が懸念される!

申し入れ事項

1. 新幹線における保全業務及び組織の見直しの目的を明らかにすること。また、今施策において安全や輸送品質がどのように変化するのか具体的に明らかにすること。
2. 検査体系の変更（業務の見直し）で新幹線線路設備モニタリング車を導入するとしているが、新幹線線路設備モニタリング車の実績及び検査項目、運用における課題を具体的に明らかにすること。また、新幹線線路設備モニタリング車で実施できない検査項目と対応について示すこと。
3. 新幹線保線技術センターはモニタリング巡視を行い検査結果の判断、修繕計画等を実施するが、JRの体制や職場環境の課題について具体的に明らかにすること。
4. 車両センター内で移管している業務をパートナー会社に拡大する業務内容を具体的に明らかにすること。また、パートナー会社に移管拡大する業務量の変化について示すこと。
5. 安全企画グループ及びメンテナンスグループ設置の考え方及び業務内容を具体的に明らかにすること。
6. メンテナンスグループにおける検査統括及び工事統括の職制や業務内容、役割について具体的に明らかにすること。
7. 新幹線保線設備技術センターの役割と新たに集約される業務内容について具体的に明らかにすること。
8. 青森新幹線保線技術センターを設置する目的とJR北海道や他系統との連携内容を具体的に明らかにすること。
9. 派出の配置を見直す根拠と役割、設置場所について具体的に明らかにすること。
10. 新幹線統括本部における保線社員の新規採用や退職者の推移など、要員需給について具体的に明らかにすること。
11. 新幹線保線業務に精通し技術力を兼ね備えた社員の人材育成並びに教育方法を具体的に明らかにすること。
12. 今申し入れに対する回答は、2023年8月10日までにを行うこと。また、団体交渉は2023年8月31日までに実施すること。

新幹線の保全業務は、

**科学技術が進歩し、機械化やCBMが取り入れられるとしても、
それらを活用・運用する社員が存在しなければ
新幹線における安全・安定輸送と高い輸送品質を保つことはできない!**

さらに、

**今施策を担う保線社員一人ひとりが、
こころの豊かさやエンゲージメントの向上に繋がるものでなければ
持続可能な事業運営に結びつくことはない!**

